

改正

平成28年3月30日規則第18号

平成29年3月8日規則第4号

豊崎海浜公園等の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊崎海浜公園等の設置及び管理に関する条例(平成22年豊見城市条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(指定管理者の公募等)

第3条 市長は、条例第4条の規定により指定管理者に海浜公園等の管理を行わせようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)を公募する。

- (1) 海浜公園等の概要
- (2) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 条例第7条の規定による申請の資格及び方法
- (5) 条例第8条の規定による選定の基準
- (6) 利用料金に関する事項
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項に規定する指定管理者の公募をするときは、豊見城市役所掲示場又は市の広報若しくはホームページへの掲載等必要な措置を講ずるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第4条 条例第7条の規定による指定を受けようとするものは、豊崎海浜公園等指定管理者指定申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書面を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 海浜公園等の管理運営に関する事業計画書
- (2) 申請資格を有していることを証する書面であって、次に定めるもの

- ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- イ 法人以外の団体にあつては、団体の代表者の身分証明書
- ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書面
- エ 申請書を提出する日の属する事業年度（以下「事業年度」という。）の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

(3) 海浜公園等の管理に係る収支予算書

(4) 法人等の経営状況を証明する書面であつて、次に定めるもの

- ア 前事業年度の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面（既に財産的取引活動をしている法人等のみ。ウにおいて同じ。）
- イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する書面（作成しているもののみ。）
- ウ 事業年度の収支予算書及び事業計画書
- エ 事業報告書を作成している場合にあつては、当該報告書
- オ 法人等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書面又はこれらに類する書面
- カ その他市長が必要と認める書面

2 前項第1号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の基本方針
- (2) 利用者の受入計画
- (3) 業務運営計画
- (4) 事務管理計画
- (5) その他管理運営に関する計画

(選定結果の通知)

第5条 市長は、条例第8条の規定による選定をしたときは、法人等に対し、豊崎海浜公園等指定管理者選定結果通知書（様式第2号）により通知する。

(再度の選定)

第6条 市長は、前条の通知をした後、条例第8条において選定した指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事態が生じたときは、その選定を取り消し、条例第7条の規定により申請したもの（当該候補者を除く。）の中から再度指定管理者の候補者を選定することができる。

2 市長は、前項の規定により選定を取り消すときは、当該指定管理者の候補者に対し、豊崎海浜公園等指定管理者選定取消通知書（様式第3号）により通知する。

3 市長は、第1項の規定により再度の選定を行ったときは、新たに選定された指定管理者の候補者に対し、豊崎海浜公園等指定管理者再選定結果通知書（様式第4号）により通知する。

（公募によらない指定管理者の候補者の選定等）

第7条 市長は、条例第1条の規定による海浜公園等の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、公共団体又は公共的団体に管理を行わせることにより事業効果が相当程度期待できる場合は、第3条の規定によらず、当該公共団体又は公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を選定しようとするときは、条例第8条各号に掲げる選定基準によるものとする。

（指定管理者の指定）

第8条 市長は、条例第8条の規定により指定管理者の指定をしたときは、速やかに指定管理者に対し、豊崎海浜公園等指定管理者指定書（様式第5号）を交付する。

（協定の締結）

第9条 市長は、指定管理者と海浜公園等の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）指定期間に関する事項
- （2）事業計画に関する事項
- （3）利用料金に関する事項
- （4）事業報告及び業務報告に関する事項
- （5）市が支払うべき管理費用に関する事項
- （6）指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- （7）管理業務を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- （8）事故及び損害の賠償に関する事項
- （9）その他市長が必要と認める事項

（事業報告書の様式）

第10条 条例第9条の事業報告書は、豊崎海浜公園等指定管理者事業報告書（様式第6号）とする。

2 条例第9条第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）海浜公園等の利用に関するアンケートの集計結果
- （2）その他市長が必要と認める事項

（指定の取消し等）

第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、豊崎海浜公園等指定管理者指定取消等命令書（様式第7号）により行う。

（開園時間等の変更）

第12条 指定管理者は、条例第11条第2項ただし書又は同条例第12条第1項ただし書の規定により開園時間を変更し、又は海浜公園の施設の利用期間若しくは利用時間を変更するときは、豊崎海浜公園等開園時間等変更承認申請書（様式第8号）により市長の承認を受けなければならない。

（行為の許可）

第13条 条例第15条第1項の規定による申請は、指定管理者が別に定める書面により行うものとする。

2 指定管理者は、条例第15条第2項の規定により行為の許可を行わなかったときは、当該行為の許可を与えられなかった者に対し、指定管理者が別に定める書面にその理由を記載して通知しなければならない。

3 前2項の規定は、許可を受けた事項を変更するときに準用する。

4 前3項及び条例第15条に定めるもののほか、行為の許可又はその変更に関し必要な事項は、指定管理者が別に定める。

（海水浴場の利用上の遵守事項）

第14条 条例第23条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 危険箇所として標示された区域内に立ち入らないこと。
- （2） 遊泳区域内で遊泳すること。
- （3） 遊泳期間及び遊泳時間以外は遊泳しないこと。
- （4） 強風注意報、波浪注意報、津波注意報等が発令されたその他の理由があるため、遊泳が禁止されたときは遊泳しないこと。
- （5） 酒に酔っているときその他体調が悪いときは、遊泳しないこと。
- （6） 低学年児童又は幼児の遊泳には、必ず保護者が付き添うこと。
- （7） 遊泳中に負傷し、若しくは事故があった又はこれらの状況にある者を見かけたときは、直ちに監視人、水難救助員等に連絡すること。
- （8） 他の利用者に迷惑の掛かる行為をしないこと。
- （9） 指定管理者の指示に従うこと。

（利用料金の減免）

第15条 条例第26条の規則で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本市が主催する行事に利用する場合 全額
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による市内学校（幼稚園を含む。）又は保育所等が教育上又は保育上の目的で利用する場合 全額
- (3) その他指定管理者が特に必要があると認める場合 指定管理者が必要と認める額
(利用料金の還付)

第16条 条例第27条ただし書の規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 天災地変その他利用者の責めに帰すことができない理由により利用できない場合 全額
- (2) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額
(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(豊見城市公園条例施行規則の一部改正)
- 2 豊見城市公園条例施行規則（昭和60年豊見城村規則第8号）の一部を次のように改正する。
第12条第1項の表豊崎海浜公園管理棟内コインシャワーの項を削る。

附 則（平成28年3月30日規則第18号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月8日規則第4号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。